

主なエラー ～原因と対応方法～□

	返戻（保 留）一覧表 の備考欄	エラー内容	確認方法 ・ 対応方法
1	12PA	(次の①か②が原因) ①利用者が要介護度の区分変更申請中のため、審査が通らなかった。 ②新しい要介護度が決定しているが、保険者から連合会にその情報が送られていない。	まず、現在の要介護度を確認してください。 ・原因① 新しく要介護度が決定されてから再度請求してください。 ・原因② 新しい被保険証が届いていても連合会に情報が送られるまでタイムラグが生じている可能性があります。再度ご請求ください。
2	ANN4	①すでに支払が終わっている。 ②通常過誤で取り下げをしたが、再請求をするタイミングが早すぎた。	①審査決定済みです。請求内容に誤りや漏れがある場合は過誤申立をしてから再度請求してください。 ※ 審査決定済みなのに支払がない場合、給付管理票に貴事業所が記載されていない可能性があります。ケアマネジャーに確認してください。 ②過誤申立をした場合、過誤決定通知書が届いてから再請求してください。
3	ASS0	利用者負担額等の総額が再計算値を超過しています。	計算誤り等がないか確認してください。 ポイント：単位数はありますか？保険請求額は小数点以下切り捨てにしていますか？
4	ANN2	同月に該当する介護給付費請求明細書（以下、「請求明細書」といいます。）を提出済みです。	請求明細書が複数提出されており、1枚が審査決定され、その他が重複請求というエラーで返戻になっています。 審査決定された方が正しいのであれば何もしなくて結構です。 1枚で提出すべきものを2枚に分けてしまっているのであれば過誤して再請求してください（例：同月で要介護度が変わった等）。
5	ADD1	事業所番号が間違っているか、サービスが間違っているようです。	事業所番号が合っているかどうか、指定有効期限内かどうか、サービスはあっているかを確認してください。
6	ASSA	請求明細書に記載された計算値が間違っているようです。	計算誤り等がないか確認してください。
7	12SA	給付率が誤っているようです。	利用者の負担割合が正しいか「負担割合証」で確認してください。
8	12QT	被保険者証の情報と一致しません。	利用者の被保険者番号、生年月日や性別等の記載誤りがないかどうか被保険者証で確認してください。
9	12PO	保険者番号か被保険者番号が被保険者証と違っているようです。	介護被保険証を確認して、記載間違いがないか確認してください。
10	12QA	介護度に対する請求書の様式が違っているようです。	要介護、要支援、それぞれのサービスに対応した請求明細書を提出してください。（「介護給付費請求明細書様式（様式第一～様式第十一）」をご覧ください。）

※ その他のエラーについては、「介護給付費請求の手引き（審査支払結果帳票の解説）」に詳細に記載しておりますのでご覧ください。